

さがみはらロボットビジネス協議会（ロボットビジネスネットワーク）
秘密保持に関する誓約書

年 月 日

さがみはらロボットビジネス協議会
会長 金沢 勇 殿

分科会名：ロボットビジネス推進コンソーシアム

住 所
企 業 名
役職・氏名

印

当社は、上記分科会（以下「本分科会」という。）に参画するにあたり、秘密情報の取扱いに関し、以下を誓約いたします。

記

第1条（秘密保持の誓約）

さがみはらロボットビジネス協議会（以下「本協議会」という。）の許可なく、本分科会に関して本協議会が秘密情報として指定した情報（以下「対象秘密情報」という。）を、本分科会の参画者以外の者に対し開示し、又は本分科会遂行の目的以外に使用しないことを約束いたします。

第2条（本分科会終了後の秘密保持等）

1. 対象秘密情報を、公知になったものを除き、本分科会終了後（本協議会退会後も含む。）も、不正に開示又は不正に使用しないことを約束いたします。
2. 本分科会を終了するとき、本分科会を担当しなくなったとき、又は本協議会による要求があるときには、対象秘密情報が記録等された文書等（文書、図画、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の情報を記載又は記録するものをいう。以下同じ。）又は物件であって自己の保管するものを、遅滞なくすべて本協議会に返還し、その旨書面にて報告いたします。
3. 前項に定める場合において、対象秘密情報が自己の文書等に記録等されているときには、当該情報を消去するとともに、消去した旨（自己の文書等に対象秘密事項が記録等されていないときは、その旨）、書面にて報告いたします。

第3条（第三者に対する守秘義務の遵守）

第三者に対して守秘義務を負っている情報については、本分科会において知り得たかそれ以前から知っていたかにかかわらず、その守秘義務を遵守することを約束いたします。

第4条（違反への対応）

当社、当社の従業員（元従業員を含む）が、本誓約書に記載する事項のいずれかに違反したことを起因として、当社に不利益と考えられる措置が取られたとしても、異議を述べません。

第5条（疑義の解決）

本分科会における秘密保持の誓約に関して疑義が生じた場合、本協議会事務局にその旨を連絡し、本協議会の指示に従うことを約束いたします。

以 上